

め、あめのしたをさまれり、神祇をうやまひ、佛法を崇給事むかしにもこえたりけり、かの南山科の大領の跡をば寺になされけり、今の勸修寺これ也。○中 聖主醍醐寺○在山科をたて、山陵をしめ給事も、この外家のあたりをむつまじくま給けるゆゑを、彌益の大領は、四品に叙して宮内大輔にぞなりにける、その正しき跡は、いまの二所大明神と申是なり、宮道の明神とも申とかや、今の宮道氏はこの大領のすゑにやまことにてめでたかりける御契なり、其跡伽藍となりければ、延喜の聖代の勅願なるうへに、三條右大臣一堂を建立せられたりける、威風すでになりて、ほどなくかくれ給にければ、朝成朝忠など申御子たち、佛閣の莊嚴をそへて、八月ついたちよりおなじき四日、丞相の御忌日にいたるまで、南北の碩才をまねきて、一乘八座の講律をはじめおこなはる。○中 三公槐門の跡はひさしくたえにたれども、數代藤路の家いまもすたれず、おほよそ天下の要領在して、七辨にくはゝりて、夕郎貫首をへ、八座につらなりて、朝議の開口にあづかる人おほくは此家よりぞ出給なる、龍作特進はさだまれる前途なり、亞相の大位にいたり給ふ人も代々にさこえ侍り、大織冠の御すゑ、人臣の中にはびこりたまへるうちに、この高藤のおどいの御ながれひさしく、朝家の要臣たえたまはぬ事をおもふに、曩祖の忠貞のならひなり、これによりて家門の餘慶も人にすぐれたるなるべし、

〔日本紀略十一條〕寛弘二年十月十九日甲午、左大臣

○藤原道長

供養木幡淨妙寺三昧堂、准御齋會、今日始

三昧、左大臣於佛前、取火打誓言云、若依此功、我子孫相繼可施榮華者、此火一度可付也、一度付之、衆人莫不感歎、

〔御堂關白記〕寛弘二年十月十九日甲午、淨妙寺供養

○中

辰始著寺

○中

巳時吉時打鐘、鐘聲如思、此

間上達部十人許先來、午時人々來具、未時入堂、大會儀如常無樂、式部彈正著南大門内東西幄座、次諸僧入堂、外記行事、證者覺慶、前大僧正、導師前大僧正、觀修、咒願大僧都、定證、唄大僧都、濟信、前大僧